

広島県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年四月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|--|------------|
| 県道庄原東城線 | 庄原市東城町東城字五品嶽五番一地从先から庄原市東城町川西字霞ヶ岡四四六番六地从先まで | 平成一九年四月一二日 |